

静岡県立大学短期大学部運営委員会細則

平成 20 年 4 月 1 日 細則第 28 号

改正 平成 21 年 7 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この細則は、静岡県立大学短期大学部教授会規程(平成 19 年 4 月 1 日 規程第 100 号)第 9 条の規定に基づき、短期大学部運営委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育研究審議会及び大学運営会議への短期大学部提出案件等の調整に関すること。
- (2) 教授会の審議事項の調整に関すること。
- (3) 学則、学内諸規程及び諸内規の調整に関すること。
- (4) 教員の兼業の許可に係る基本的事項に関すること。
- (5) 入学者選抜実施のための制度、組織及び方法に係る重要事項に関すること。
- (6) 中期計画、年度計画の企画、立案及び実施に係る短期大学部各部署の調整に関すること。
- (7) 教授会から付託された事項その他短期大学部の運営に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 短期大学部部長、短期大学部副部長、学生部長、附属図書館長
- (2) 各学科及び一般教育等の学科等代表
- (3) 事務部長、総務室長及び学生室長
- (4) キャリア支援センター分所長及び健康支援センター分所長
- (5) その他短期大学部部長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は短期大学部長をもって充て、副委員長は短期大学部副部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。